

平成 23 年第 2 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 23 年第 2 回教育委員会会議

1 日 時 平成 23 年 2 月 22 日 (火) 10 時～11 時 56 分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中 善 夫
委員	白 井 博
委員	設 楽 雅 代
委員	西 村 真 理
委員	北 原 敬 文
教育次長	阿 部 宏 司
生涯学習部長	長 岡 豊 彦
調整担当課長	有 塚 広 之
学校施設担当部長	梅 津 康 弘
給食担当課長	川 本 明
学校教育部長	谷 山 正 司
教職員課長	渡 邊 寛 也
服務担当係長	八木野 久
教職員人事担当課長	本 間 芳 明
指導担当部長	金 山 正 彦
教育研修担当部長	風 無 隆 夫
研修担当課長	佐々木 雅 男
総務課長	江 本 功
庶務係長	宮 地 宏 明
書 記	吉 田 亜希子

4 傍聴者 3 名

5 議 題 議案第 1 号 市長事務の補助執行において改正する協議の申入れについて
議案第 2 号 学校管理職及び指導主事の人事について
議案第 3 号 指導が不適切な教員の認定等について
議案第 4 号 教職員に対する懲戒処分について
議案第 5 号 教職員に対する懲戒処分について

◎ 開 会

○山中委員長 これより平成 23 年第 2 回教育委員会会議を開会いたします。

池田委員から所用により本日の会議を欠席する旨の連絡がありました。

会議録の署名は、臼井委員と設楽委員にお願いいたします。

本日の議案につきましては、第 2 号から第 5 号は、人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第 14 条第 2 号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

*** 全委員の賛同 ***

○山中委員長 それでは、議案 2 号から 5 号につきましては、公開しないことといたします。

◎議案第1号 市長事務の補助執行において改正する協議の申入れについて

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の梅津でございます。議案第1号「市長事務の補助執行にかかる協議の申入れについて」につきましてご説明申し上げます。

まずは、なぜ、この協議を市長へ申し入れる必要があるのかという点につきまして、別紙資料1にてご説明させていただきます。

資料の名称に、「給食費未納対策に伴う」とございますが、給食費とはそもそも、給食の食材の購入に充てることとして法令で定められており、各学校で保護者から徴収して食材を購入し、給食を提供しております。給食の提供に伴う他の費用、つまり人件費や設備費などについては、市が負担しております。

既に新聞報道などご存知のことと思いますが、札幌市におきましても給食費の未納があり、資料の1-(1)にありますように、平成21年度では、7,100万円、未納率で1.12%でございます。この未納率は、全国平均では0.5%ですので、全国平均を上回る状況でございます。

また、この徴収についての実務は学校現場で行っており、学校での未納に関する事務の負担が増えてございます。

そのような状況のもと、給食費の未納改善のため、教育委員会としては来年度から、学校とより密に連携を取り、資料にございますように給食の提供と支払いについての考え方を変更して、この連携を可能とさせるものでございます。

さらには、保護者の方から、給食費支払いの市長あての同意書をもらい、市長と保護者との契約関係を明確化し、法的措置を実施するものでございます。

この資料の次のページにございますが、現在までと、今後の給食費未納に対する取り組みをフロー図で表しております。ご覧のとおり、今後の取り組みとして、教育委員会事務局が市長名による法的措置の実施をするものでございます。

これまでご説明させていただいた取り組みを行うためには、必要なことがございます。来年度において、先ほどご説明したとおり、同意書を学校で保護者に配布、また保護者から提出を受けることとなるのですが、これは市長と保護者との契約締結に学校がかかわることとなります。しかし、この契約締結の権限は法律の規定により市長にあり、学校はこの権限を有しておりません。

したがって、同意書を配布、受領するためには、市長に特例を認めてもらい、締結にかかわる権限を得る必要がございます。この特例を補助執行というのですが、これを認めてもらうために市長への協議申し入れを行いたい次第でございます。

なお、給食費の未納対策についてご説明していきましたが、説明資料及び議案上には、学校教育に必要な費用となっております。

これは、給食費ばかりではなく、教材費など学校で収納している金銭、いわゆる学校徴収金についても、今後、教育委員会といたしまして、学校が収納に苦勞をしていることを踏ま

え、ご説明いたしました給食費未納対策のような対策を講ずる検討を開始していることから、学校教育に必要な費用とさせていただきます。

次に資料2、現行の「市長事務の補助執行について」の通知及び新旧対照表をご覧ください。

これは、現行の通知であり、教育委員会においての市長事務の補助執行を定めたものですが、記書きの(2)が、いわゆる学校で行うことができる、市長の権限であります。そして権限の内容が、カッコで括っている部分でございます。これを、新旧対照表のとおり、市長との協議後を経て、下線で記載しているように、学校教育に必要な費用の納付を追加するものでございます。

来年度から行う未納対策として、同意書の提出、法的措置の実施について、教育委員会会議のご理解をいただき、それに伴い、補助執行の協議の申し入れについての了承をいただきたいと思っております。

説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○西村委員 もし、この同意書を提出しない保護者がいた場合は、どのような対応になるのでしょうか。

○給食担当課長 他都市でもこのような事例がありますが、学校側から趣旨を説明して継続的にお願いをしている状況です。私どももそのような対応になるかと思えます。

○山中委員長 ただ今の質問は、とにかく抵抗してどうしても出さない場合にどうするかという質問ですね。もちろん、説得の努力をしていくことが大事なことは間違いありませんが、現実として、まさに本当にギリギリの場合にどうするかということです。

○学校施設担当部長 その辺は、現状の「お願い」と似たような状況が生まれる可能性はあります。ただ、これからはしっかり、暗黙の了解とかではなくて、きちっと契約ですよと理解をしていただくことで、一定程度の効果があるのではないかと考えております。

○西村委員 それをお願いするのは、教育委員会でも市長でもなくて、学校がお願いをするのでしょうか。

○学校施設担当部長 第一次的には学校に行っていたきたいと考えております。

○山中委員長 法的には、書面がなくても、物品・食を提供し、提供している主体は札幌市であり、市長が代表者である。札幌市が食を提供し、それを食べているとなれば、契約は成立したと法的には見られるだろうと思えます。仮に裁判にかけた場合、法的にはそう思われますが、契約が成立していないという考え方が通ったとしても、現に食の提供を受けた以上、それによる利益があるわけですから、その対価を払えということは法的な理屈としては、十分成り立ちうると思えます。ただ、学校教育という現場の中でギリギリの場合どうするかという問題だと思えます。

○白井委員 今までは、学校長と保護者との契約ということで、未払い等があると学校長の責任でもあり、学校からお願いするということでしたが、未払いに関連する訴訟はどのよう

な状況でしょうか。

○**学校施設担当部長** 今まではそのような考え方のもとに、私どもの方では未納対策のマニュアル等を定めておりますけれども、主に学校現場で方策を定めまして取り組んでいただいております、どちらかと言うとお願いの世界になってしまうものですから、法的措置までには至っておりませんでしたので、もう一步進めたいと考えております。ただ、法的措置を取るにあたって、当事者が学校長と保護者ということが変わらなければ、学校現場の負担は変わらないことになってしまいますので、積極的に教育委員会が関与していく必要があるということで、契約について明確にして考え方を改めたということでございます。

○**山中委員長** 考え方を改めたということではありますけれども、本来の実質的な法的関係に即したシステムにしようと、そういうことでもある。

○**設楽委員** そのように変更すると、どれだけ回収できると予測されたのでしょうか。現状では、いろいろお話をされてもなかなかお支払いにならない方がいらっしゃるけれども、こういうシステムに変わることによって、1.12%のうちどれくらいの方が、態度を変えるというように予測されますか。

○**山中委員長** 現にこういう制度を導入した他都市の例などもご紹介いただきながら、今のご質問にお答えいただいたほうがよろしいかなと思います。

○**給食担当課長** 給食担当の川本でございます。現在、政令指定都市19都市ございますが、法的措置を取っているところは6都市ございます。札幌市が7番目になります。他都市の状況ですけれども、訴訟の数はそんなに多くございません。3件とか5件とか1桁台がほとんどでございます。ただ、他の政令指定都市の状況を聞きますと、裁判で訴えることによる回収の金額よりも、法的措置を実施するという強制力が働くということ、事前に多くの保護者の方に知っていただいて、分かりやすく言えばあきらめていただくと言うか、やっぱり払わなくちゃいけないんだなという気持ち、つまり納入意識の向上に、事前の広報によって繋がってっていると私たちは捉えています。他都市の状況で、具体的に金額がどれだけ減ったのかということですが、目に見える形で大きく変わったところはありません。ただ、確実に減っております。10%、20%減ったところも聞いておりますので、それが、札幌市においてどこまでの効果があるのかというようなことは、数字的に合理的な根拠もないものですから、お答えできませんけれども、減少傾向にあるというふうに私どもは捉えています。

○**山中委員長** 支払い督促に至る前に、文書などで「納めてください」ということの他に、「納めていただけないと支払い督促というような法的措置を取ることもありますよ」と文書で通知する形になるのでしょうか。それは市長名でということですね。

○**学校施設担当部長** はい。

○**山中委員長** 支払い督促は、裁判所から送られるものですが、それではなくて、教育委員会から市長名で、支払い督促の手段を取ることがありますという通知を、法的措置の前の最終段階として送るということですね。

○**学校施設担当部長** 催告は必ず行います。

○西村委員 未納は確かにたくさんありますけれども、ほとんどの多くの人たちはちゃんと納めているわけですね。その方たちが、この制度の切り替わりにびっくりするというか、今までも納めているに、なぜ新たに同意書を出さなくてはならないのかという違和感を、普通に払っている人は覚えると思うので、その辺り、うまく全市に知れ渡るような広報の仕方を考えていただきたいと思います。

○学校施設担当部長 冒頭でもご説明いたしましたが、保護者から支払われる給食費で食材が賄われていることをご存じない方も、結構いらっしゃる可能性がありますので、その事も含めて、実施にあたっては広報等をしっかりやっていきたいと考えております。

○山中委員長 それから、未納の理由として経済的に苦しくて支払いができないもの、そちらにも配慮した説明が必要だろうと思います。現状では、未納の1.12%のうち、どのくらいが経済的に苦しくて支払えないという状況で、それに対してはどのような対応をしているのか、その辺の説明をお願いします。

○学校施設担当部長 学校を通した調査でございますので、確実な把握は難しい状況ではありますけれども、だいたい4対6の割合で、4割が経済的に苦しくて払えない、6割が資力はあるけれども払っていただけない、と考えています。ただ、生活保護を受給されている方は既に直接いただく仕組みができておりますし、それから就学援助の中にも給食費がございますので、経済的にお困りの方につきましては、そういった制度をきちっと利用してもらうということを再度徹底していきたいと思っております。あくまでも法的措置を取るものにつきましては、何か月か滞納したらいきなり行うということではなくて、その辺を見極めて、いわゆる悪質な滞納をされている方の対応として考えております。

○山中委員長 基本的には、今説明のあった後の方の部分を意識した対策として、法的措置を導入する方向で制度変更を考えていくという意味ですね。形式上は、このように変えれば、とにかく未納であれば全部支払い督促可能だという理屈にはなりますけれども、その辺はきめ細かにやっていくということですね。

○学校施設担当部長 はい。

○白井委員 今、給食費の話になっていきますけれども、これ見ますと、給食費以外の教材費などを含む「学校教育に必要な費用」とあり、例えば、学校現場では修学旅行費用や遠足のバス代とか、いろいろなものが含まれますけれども、おおよそガイドラインとして、学校教育に必要な費用の範囲はどのように考えていますか。

○生涯学習部長 学校徴収金という広い概念がございますので、その中で法令によるものとして給食費、それからスポーツ等に掛かる保険費の2つがあります。それから、学校教育活動に掛かるものとして、今白井委員が仰った行事費。これは、遠足や記録会、写生会などさまざまな行事に掛かる費用。また、修学旅行費。それから、実習に掛かる教材費用。それから生徒会費。あと、諸費と言って、用紙費や進路指導費や事務費など、いろいろ雑多なものがございます。更に、諸雑費。名札、ゼッケン、生徒手帳などの細かいものでございます。それから、関係団体に掛かる費用として、PTA会費、部活動費など。これらは、学校ごとによ

って、校種ごとによって、幼稚園・小学校・中学校・高校で扱う費用も項目も違ってまいりますので、法的措置という形になりますと、今更ではあります但ししっかり確認した上で取り組んでまいりたいと考えてございます。法的措置は給食費が先行して行くこととして、それ以外の教材費等の学校徴収金につきましては、改めてその手続きについて検討してまいりたいと考えてございます。

○北原委員 具体的な項目、範囲も含めて検討するということですね。

○生涯学習部長 はい。

○山中委員長 その辺は別途検討して、改めて教育委員会会議にかけるということですね。

○生涯学習部長 はい。

○山中委員長 特にPTAは、団体として別個の団体で、基本的には法人格のない団体ということにはなっていると思いますが、法的な考え方としては別の法的な人格を持つ形になりますので、それを市長が支払い督促をするというのは難しい問題かなと思います。どこで線を引くかということをしっかり検討するということでしょうか。

もう1つ、未納率の推移は、去年に比べて0.06ポイント改善ということですが、それ以前からの未納率の推移はどのようになっていますか。

○給食担当課長 平成16年が1.1。17年が1.08。18年が1.16。19年が1.17。20年が1.18。数字的には17年から少しずつですけども悪化しております、21年は、先ほどご説明いたしました但し、0.06ポイント改善したという推移になっております。

○山中委員長 全国比との関係としては、大体ずっと倍ぐらいの状態が続いているということでしょうか。

○給食担当課長 はい。それから、北海道全体の未納率は1.14%ですので、全道平均よりは若干良い状況です。

○山中委員長 全道的には、このような法的措置を取り入れたところはまだないのでしょうか。

○給食担当課長 全道的には、釧路ですとか石狩が、法的措置を行っております。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —